会津若松市保育所条例の一部を改正する等の条例(案)について

健康福祉部 こども保育課

1 趣旨

市では、令和2年に方針決定した「河東地区における教育・保育施設のあり方」 並びに令和4年に方針決定した「公立教育・保育施設の今後のあり方」及び「河東 地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針」に基づき、広田保育所及び河東第 三幼稚園を統合し、現在の広田保育所の建物・敷地を活用した民設民営の幼保連携 型認定こども園を河東地区に設置するため進めてまいりました。

令和7年7月31日付けで、社会福祉法人どろんこ会と「保育施設移管に関する協定」を締結し、同法人が、令和8年4月1日より現在の広田保育所の敷地・建物を活用して幼保連携型認定こども園を運営することとなりました。

これに伴い、広田保育所及び河東第三幼稚園を廃止するため、所要の措置を講じようとするものです。

2 条例の内容

(1) 広田保育所の廃止

(第1条による会津若松市保育所条例の改正第2条関係)

(2) 河東第三幼稚園の廃止

(第2条による会津若松市幼稚園条例の廃止)

3 改正箇所

会津若松市保育所条例については新旧対照表のとおり

4 施行期日

(1) 保育所条例の改正による広田保育所の廃止

令和8年4月1日

(2) 幼稚園条例の廃止による河東第三幼稚園の廃止

令和9年4月1日

5 これまでの経過及び今後の予定

令和2年12月22日 「河東地区における教育・保育施設のあり方」について方針決定

(河東第三幼稚園と広田保育所の統合)

令和4年11月 1日 ・「公立教育・保育施設の今後のあり方」について方針決定

(公立施設の中央保育所への集約、広田保育所と河東第三幼稚園 を統合した施設の民営化、中央保育所の認定こども園への移行と

施設整備に向けた検討)

・「河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営方針」について

方針決定

(定員175、保育室の増設、民設民営での整備・運営)

令和6年8月6日 「広田保育所の民営化に伴う財産処分等のあり方」について方針

決定

(土地:行政財産の使用を許可することとし、当初10年間無償。

建物:無償譲渡)

令和6年10月16日 市広田保育所の民営化に伴う運営候補者選定委員会設置

第1回選定委員会(募集要項及び審査方法等について協議)

令和6年10月23日 市内法人を対象に運営法人を募集(応募なし)

~12月2日

令和6年12月18日 第2回選定委員会(再公募の考え方及び募集要項について協議)

令和6年12月23日 応募資格に係る地域要件を設けず運営法人を再募集(応募1件)

~令和7年2月25日

令和7年3月17日 第3回選定委員会(提案審査、採点及び運営候補者の選定)

令和7年3月21日 運営候補者へ選定結果を通知

令和7年7月31日 保育施設の移管に関する協定の締結

令和7年10月16日 パブリックコメントの実施

~11月14日

令和7年12月 12月定例会議へ提案

令和8年4月1日 広田保育所の廃止

(社会福祉法人どろんこ会による幼保連携型認定こども園の開所)

令和9年4月1日 河東第三幼稚園の廃止